

三事審第3号
平成28年7月4日

三重県知事 鈴木 英敬 様

三重県事業認定審議会
会長 小林 慶太郎



事業の認定に関する処分について (答申)

平成28年4月14日付け県土第02-10号で諮問のありましたこのことについて、審議の結果、伊賀市を起業者とする「伊賀市庁舎整備事業」について土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をすると三重県知事の判断を、下記のとおり相当と認めることを答申します。

なお、審議過程において出された主な意見を別添のとおり附帯意見として取りまとめましたので、起業者に対し伝達されるようご配慮願います。

記

<土地収用法第20条第1号関係>

本事業は、伊賀市の本庁舎を整備する事業であり、土地収用法第3条第31号「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当すると考え、「事業が第3条各号の1に掲げるものに関するものであること。」と認められるため、土地収用法第20条第1号の要件を満たしていると判断できる。

<土地収用法第20条第2号関係>

伊賀市は、本事業をめぐる多様な意見があったことから、庁舎整備に関する住民投票を実施したが、票数が足りずに不成立となっている。このことは、市民がその判断を市議会に委ねたものとも捉えられる。その後、平成26年9月議会で「伊賀市役所の位置を変更する条例」が議員の3分の2以上の賛成を得て可決されており、

民意は明らかであると判断できる。

また、伊賀市は市内の公共的団体の代表者や学識経験者、公募委員等で構成する伊賀市庁舎整備計画検討委員会を設置し、市民の意見や提案を反映した整備計画策定に取り組む等、庁舎整備についてさまざまな検討もしていることから、市の本事業に対する意思は明確である。

さらに伊賀市は、事業の施行について、合併特例債を活用することで、庁舎整備に係る予算の確保を計画しており、事業を遂行する財政能力も有していると認められる。

以上のことから、「起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること。」と認められるため、土地収用法第20条第2号の要件を満たしていると判断できる。

<土地収用法第20条第3号関係>

新庁舎の位置については、起業地周辺の液状化等について懸念がないわけではないが、次の点から、事業の施行により得られる公共の利益が認められる。

- ・住民の立場からみると県・市庁舎が近くにあることは、行政サービスの利便性の向上につながる。
- ・県庁舎が近いことから、県・市が業務上、より連携ができる。
- ・広い敷地が確保されるため、災害時には県庁舎と合わせて防災拠点として利用できる。

なお、審議会では、起業地と現在地を比較し、中心市街地から郊外に庁舎を移転することについて、コンパクトシティの考え方から問題視する意見もあったが、他方、まちづくりにおいて、郊外行政エリアと中心市街地観光エリアの機能分担に賛同する意見もあった。また、中心市街地の活性化においては市役所は必ずしも必要ではなく、市域全体からみると、名阪国道近くの起業地に移転する方が、防災面において優位性があるとの意見もあった。

これらのことから、総合的に勘案し、庁舎を起業地に移転する本事業計画は、概ね妥当であると考えられる。

以上のことから、「事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。」と認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を満たしていると判断できる。

<土地収用法第20条第4号関係>

庁舎が移転することにより、中心市街地に暮らしている高齢者等への行政サービスの低下を招くことが懸念されるが、次の点から早期に庁舎整備を進める必要性がある。

- ・本庁機能が現庁舎では収まらず支所等に分散し、行政サービスの提供に支障を及ぼしている状況である。
- ・現庁舎は、老朽化と耐震化の両面で早急な対策が求められている。
- ・合併特例債の発行期限が決まっている。

起業地の範囲については、施設は本庁と支所の業務の棲み分けを行ったうえで、コンパクトな本庁機能を目指して精査された人数をもとに総務省地方債事業費算定基準等を利用して庁舎の必要面積を積算しており、基準等より下回っているため、概ね妥当であること等、一定の整理がされている。

以上のことから、「土地を利用し、又は使用する公益上の必要があるものであること。」と認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を満たしていると判断できる。

附 帯 意 見

1. 中心市街地からの市庁舎移転に伴う懸念について

現在の市役所の跡地利用については、「伊賀市の賑わい創出グランドデザイン」等が検討されているところですが、庁舎移転後の観光・集客施設等の整備及び支援について、引き続き、市としてしっかりと取り組んでいただくことを望みます。

また、中心市街地における地域住民及び観光客に対しての防災施設等の機能の確保を図ることを望みます。

市役所が現在地から起業地に移転することになれば、中心市街地に暮らしている高齢者等への行政サービスの低下を招くことが懸念されるため、窓口業務や相談業務等について対応できるよう、中心市街地における行政サービスの低下を招かないような工夫を望みます。

高齢者等に配慮した公共交通機関の充実等、新庁舎へのアクセスについても十分検討されることを望みます。

2. 伊賀市の政策決定における市民合意等について

庁舎整備事業に関連して、多様な意見を持った市民の存在が明らかになったことから、伊賀市のまちづくりや政策について対話や説明をこれまで以上に丁寧に行い、市民との信頼関係の構築及び市民との合意形成に留意しながら、市政を推進していかれることを望みます。

